

事業者インタビュー調査報告

1. 調査目的

市内事業者等（温対法特定事業所、エネルギー供給、金融機関等）における、温暖化対策の取組状況や市に期待する施策等の把握。

2. 調査対象

①丹波市内に立地する温対法に定める特定排出者^{※1} 製造業工場など 11 者

※地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガス排出量の国への報告が必要な事業者

②丹波市内の金融・エネルギー供給等の事業を行う事業者 金融機関など 10 者

3. 調査方法

調査対象者の事業所に伺い、聞き取り調査を実施

4. 調査期間

令和 5 年 12 月中旬～令和 6 年 1 月下旬

5. 調査結果の概要

①丹波市内に立地する温対法に定める特定排出者

聞き取り事項	調査結果の概要（主な意見）
①温室効果ガス排出量の削減目標について	・グループ全体で 2050 年カーボンニュートラルを目指しており、2030 年度目標を公表している。目標達成に向けて計画的に取り組んでいる。 ・グループ全体で 2050 年カーボンニュートラルを目指しているが、対策の道筋は見えていない。今後、様々な施策を検討すると思う。 ・業界団体で削減目標を設定している。 ・中長期の削減目標は未設定である。 ・省エネ法を踏まえ、原単位での目標（年 1%改善など）^{※2}を設定している。
②温暖化対策の実施状況	・省エネ対策、生産効率改善などの取組を推進している。 ・老朽化した設備を計画的に高効率機器へ更新している。 ・燃料転換による排出削減を進めている ・昼休みの消灯や温度管理など、従業員の取組や啓発を進めている。 ・全社レベルでは工場の集約化も検討している。
③温暖化対策の実施における課題	・Scope1^{※3}の削減は生産方法や製造工程の見直しが必要になるため、難しい。 ・品質・安定供給の面で、生産設備への太陽光発電利用は難しい。 ・再エネ電力は、安定供給や費用面が課題である。 ・太陽光発電パネルの導入を検討したが、屋根の耐荷重の問題で導入が難しい。 ・社用車の EV 化を検討しているが、急速充電設備の普及が課題である。 ・重油から LPG への燃料転換を推進したいが、都市ガスが来ていない。 ・バイオマスは燃料の安定供給が難しい。丹波市内で供給確保できればと思う。

④ 市に期待する施策・取組	・設備更新等に使用できる補助金や助成制度。 ・補助金に関する情報提供や相談サービス。 ・法令に関する情報提供や相談サービス（温対法や省エネ法は度々改正されるため解釈が難しい）。 ・ガスパイプライン網の整備による都市ガスの供給。 ・バイオマス資源の収集・確保。 ・市内事業者での再エネ電力の一括購入（単価を下げる）。 ・EV 充電スタンドの整備・拡大。
---------------	---

②丹波市内の金融・エネルギー供給等の事業を行う事業者

聞き取り事項	調査結果の概要（主な意見）
① 温暖化・気候変動対策のサービス・支援・取組	・地球温暖化という一分野ではなく、それを包括した SDGs という枠組みで取組を進めている。脱炭素を含む SDGs 商品を扱っている。 ・手数料の一部を自治体に寄付する、地域貢献寄付型ファンド（寄付型私募債）の金融商品を取り扱っている。 ・県の「中小企業のためのひょうご産業 SDGs 推進宣言・認証事業」に協力し、SDGs 宣言事業所に有利な金融商品を案内するサービスを実施している。 ・県の要請で兵庫県地球環境資金融資制度を設けており、温暖化関係の設備導入に使える融資サービスを提供している。 ・脱炭素を目的とした、金融支援等の取組は行っていない。 ・セミナーや公的支援制度の案内・PR を行っている。 ・CO₂排出量可視化サービスや省エネ診断を提供する企業と業務提携している。 ・J クレジット事業に協力している。 ・脱炭素の問い合わせは増えてはいるが、現状は大手企業がメインである。 ・CO₂削減の相談はなかなか無い状況。 ・個人は脱炭素の意識はない。企業は興味を持っていると感じる。 ・クレジット付きガス※⁴の販売を行っているが割高となるため導入事例はない。
② 温暖化対策の推進における課題	・脱炭素は費用・労力・時間を要するが、多くの中小企業は資金や人員の余力が小さく、優先順位は高くない状況。 ・大手企業は TCFD※⁵もあり、関心が高い。 ・脱炭素に取り組むメリットが見えにくい。脱炭素という言葉が浸透していない。 ・意識醸成に向けての施策や対話・情報提供が必要。 ・インボイスのように、取引先からの要請が多くなれば、状況は変わると思う。 ・省エネ機器は付加価値が付く分、金額的には高くなる。 ・長期契約の保証など、需要家主導で再エネ導入を推進する必要がある。
③ 市に期待する施策・取組	・脱炭素の取組に対する補助金や助成、税制優遇。 ・情報提供や啓発による、取組意識の醸成。 ・温暖化に配慮した取組に対する、市内で使えるエコポイントの付与。 ・森林バイオマスを活用した、電力地産地消や J クレジット。 ・短絡的な化石燃料の削減ではなく、災害時対応を見据えた大局的な計画。

【用語説明】

No.	用語等	用語説明・解説
※1	温対法に定める 特定排出者	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、温室効果ガス排出量の国への報告が必要な事業者のこと。エネルギー起源二酸化炭素は、エネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上、それ以外の温室効果ガスは 3,000t-CO₂以上の事業者が対象となります。 ・なお、エネルギー使用量が原油換算 1,500kl 以上の事業者は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）の特定事業者該当し、毎年度エネルギーの使用状況等を報告する必要があります。
※2	原単位での目標 （年 1%改善など）	・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）では、努力目標として「5年度間平均エネルギー消費原単位を年 1%以上低減すること」を定めています。
※3	Scope1	・TCFD（※5 参照）の開示項目。 SCOPE1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 SCOPE2：供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出 SCOPE3：Scope1、Scope2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出） ・SCOPE1～3 の合計は「サプライチェーン排出量」と呼ばれ、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を示します（原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量）。  上流 (Scope3) 自社 (Scope1, Scope2) 下流 (Scope3) ①原材料 ⑦通勤 ④輸送・配送 燃料の燃焼 電気の使用 ⑪製品の使用 ⑫製品の廃棄 *その他：②資本財、③Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、⑤廃棄物、⑥出張、⑧リース資産 *その他：⑨輸送・配送、⑩製品の加工、⑬リース資産、⑭フランチャイズ、⑮投資
※4	クレジット付き ガス	・カーボンニュートラル LNG の事。天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、新興国等における環境保全プロジェクトにより創出された CO₂ クレジットで相殺すること（カーボン・オフセット）により、この天然ガスを使用しても CO₂ が発生しないとみなされる LNG のこと。
※5	TCFD	・気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD） ・企業の企業活動による温室効果ガス排出量や今後の対策、目標など、気候変動への取り組みを投資家情報（IR 情報）として具体的に開示することを推奨する取組。 ・東京証券取引所は 2022 年 4 月に市場区分を「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」へと再編しました。これに伴ない、プライム市場上場企業（旧東証一部上場企業）に対して、TCFD 開示が実質義務化されました。